

令和6年度 第1回
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

資 料

日 時 **令和6年5月9日(木) 午後4時**

場 所 **木更津市役所朝日庁舎 会議室A1・A2**

目 次

諮問事項 1

令和 6 年度木更津市国民健康保険税の税率等の改定について	1
-------------------------------	---

諮問事項 2

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について	7
--------------------------------	---

報告事項 1

国民健康保険税の課税誤りについて	1 5
------------------	-----

定点調査資料	1 8
--------	-----

1. 4 市国民健康保険特別会計予算状況表	1 9
2. 4 市国民健康保険税の税率改正状況	2 1
3. 調定額と繰入金の状況	2 2
4. 年度別給付額等一覧表	2 3
5. 国民健康保険税の税率等の改正状況	2 4
6. 課税所得金額及び課税総額の推移	2 5

令和6年度 木更津市国民健康保険税の税率等の改定について

1. 税率について

令和6年3月に策定した「木更津市国民健康保険税率改定計画」に基づき、下表のとおり税率を改定する。

区 分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	所得金額の8.1% (R5年度から0.09%増)	所得金額の1.99% (R5年度から0.19%増)	所得金額の1.29% (R5年度から0.19%増)
均等割率	1人あたり 18,000円 (R5年度から2,000円減)	1人あたり 11,000円 (R5年度から1,000円増)	1人あたり 12,000円 (R5年度から2,000円増)
平等割額	1世帯あたり 22,000円 (R5年度から2,000円減)	—	—
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

令和6年度より後期高齢者支援金分の賦課限度額を「220,000円」から「240,000円」に改定する。（6月議会提案予定 諮問事項2で協議）

2. 改定する理由

国は、都道府県内であれば、どの市町村の被保険者であっても税率を同じにする「保険税水準の統一化」をめざしている。

本市においては、令和12年度以降、千葉県においても県内統一保険税率になることを見据えて、「木更津市国民健康保険税率改定計画」に基づき、段階的に税率を上げていくこととし、令和11年度に千葉県が策定する市町村標準保険税率と同じ税率にすることを目標とする。

このために、本市の税率と市町村標準保険税率との差を毎年度解消させていくために、税率を改定するものである。

令和5年度 税率等検証資料

【 令和5年度当初予算 】

区分	税率等				R4調定額 (R4.11.24時点)	被保険者数 (R4.11.24時点)	被保険者数 R5千葉県推計値	調定見込額	収納見込率	当初予算額
	所得割率	均等割額	平等割額	限度額	A	B	C	$D = A \times B \div C$ 千円未満切捨	E	$F = D \times E$ 千円未満切捨
医療分	8.01%	20,000	24,000	650,000	2,109,973,936	26,950	25,195	1,972,571,000	91.80%	1,810,820,000
支援分	1.80%	10,000	—	220,000	531,895,683	26,950	25,195	497,258,000	92.10%	457,974,000
介護分	1.10%	10,000	—	170,000	142,991,227	8,328	8,188	140,587,000	88.10%	123,857,000
					2,784,860,846			2,610,416,000		2,392,651,000

【 令和5年度税率算定 】

※試算から決算までの見込増減率

区分	税率等				調定額 試算 (R5.5.2時点)	被保険者数 (R5.5.2時点)	調整率(※)	調定見込額	収納見込率	税収見込額	税収過不足額
	所得割率	均等割額	平等割額	限度額	G	H	I	$J = G \times (100\% + I)$	K	$L = J \times K$	$M = L - F$
医療分	8.01%	20,000	24,000	650,000	1,907,021,309	25,743	3.00%	1,964,231,948	91.80%	1,803,164,928	△ 7,655,072
支援分	1.80%	10,000	—	220,000	480,475,359	25,743	3.00%	494,889,620	92.10%	455,793,340	△ 2,180,660
介護分	1.10%	10,000	—	170,000	133,740,476	8,198	3.00%	137,752,690	88.10%	121,360,120	△ 2,496,880
					2,521,237,144			2,596,874,258		2,380,318,388	△ 12,332,612

【 令和5年度決算 】

区分	税率等				当初予算額(再掲)	R6.3補正後 予算額	R6.3末時点 調定額	収納額	収納率
	所得割率	均等割額	平等割額	限度額	F	N	P	O	$R = O \div P \times 100$
医療分	8.01%	20,000	24,000	650,000	1,810,820,000	1,691,351,000	1,855,623,676	1,709,715,302	92.14%
支援分	1.80%	10,000	—	220,000	457,974,000	421,748,000	464,188,090	426,680,568	91.92%
介護分	1.10%	10,000	—	170,000	123,857,000	110,624,000	126,034,634	111,211,086	88.24%
					2,392,651,000	2,223,723,000	2,445,846,400	2,247,606,956	

$(P - G) \div G$	被保険者数 (年度平均)	被保険者数 (R6.3 月報)
-2.99%	24,612	23,854

令和6年度 税率等検証資料

【 令和6年度当初予算 】

区分	税率等				R5調定額 (R5.12.8時点)	被保険者数 (R5.12.8時点)	被保険者数 R6千葉県推計値	調定見込額	収納見込率	当初予算額
	所得割率	均等割額	平等割額	限度額	A	B	C	$D = A \times B \div C$ 千円未満切捨	E	$F = D \times E$ 千円未満切捨
医療分	8.10%	18,000	22,000	650,000	1,837,530,880	25,444	23,352	1,686,449,000	93.20%	1,571,770,000
支援分	2.00%	12,000	—	240,000	541,037,877	25,444	23,352	496,553,000	93.20%	462,788,000
介護分	1.30%	12,000	—	170,000	151,438,020	8,096	7,770	145,340,000	90.40%	131,387,000
					2,530,006,777			2,328,342,000		2,165,945,000

【 令和6年度税率算定 】

※試算から決算までの見込増減率

区分	税率等				調定額 試算 (R6.4.23時点)	被保険者数 (R6.4.23時点)	調整率(※)	調定見込額	収納見込率	税収見込額	税収過不足額
	所得割率	均等割額	平等割額	限度額	G	H	I	$J = G \times (100\% + I)$	K	$L = J \times K$	$M = L - F$
医療分	8.10%	18,000	22,000	650,000	1,835,654,662	24,344	-6.00%	1,725,515,382	93.20%	1,608,180,336	36,410,336
支援分	1.99%	11,000	—	240,000	521,920,440	24,344	-6.00%	490,605,213	93.20%	457,244,058	△ 5,543,942
介護分	1.29%	12,000	—	170,000	153,395,392	7,799	-6.00%	144,191,668	90.40%	130,349,267	△ 1,037,733
					2,510,970,494			2,360,312,263		2,195,773,661	29,828,661

税率等の改定に伴う世帯別影響額一覧表

	区分	所得割	均等割	平等割	限度額 (円)	世帯	1人世帯								4人世帯									
						所得額	0	100万円	300万円	500万円	700万円	900万円	1100万円	1300万円	1500万円	0	100万円	300万円	500万円	700万円	900万円	1100万円	1300万円	1500万円
現 行	医療分	8.01%	20,000	24,000	650,000	医療分	13,200	89,600	249,800	410,000	570,200	650,000	650,000	650,000	650,000	31,200	97,600	309,800	470,000	630,200	650,000	650,000	650,000	650,000
	支援分	1.80%	10,000		220,000	後期分	3,000	20,200	56,200	92,200	128,200	164,200	200,200	220,000	220,000	12,000	30,200	86,200	122,200	158,200	194,200	220,000	220,000	220,000
	介護分	1.10%	10,000		170,000	介護分	3,000	16,200	38,200	60,200	82,200	104,200	126,200	148,200	170,000	12,000	26,200	68,200	90,200	112,200	134,200	156,200	170,000	170,000
	合計	10.91%	40,000	24,000	1,040,000	合計	19,200	126,000	344,200	562,400	780,600	918,400	976,400	1,018,200	1,040,000	55,200	154,000	464,200	682,400	900,600	978,400	1,026,200	1,040,000	1,040,000
	限度額に達する所得金額					医療分	800万円								725万円									
						後期分	1,210万円								1,043万円									
						介護分	1,498万円								1,225万円									
改正案	医療分	8.10%	18,000	22,000	650,000	医療分	12,000	86,100	248,100	410,100	572,100	650,000	650,000	650,000	650,000	28,200	93,100	302,100	464,100	626,100	650,000	650,000	650,000	650,000
	支援分	1.99%	11,000		240,000	後期分	3,300	22,300	62,100	101,900	141,700	181,500	221,300	240,000	240,000	13,200	33,300	95,100	134,900	174,700	214,500	240,000	240,000	240,000
	介護分	1.29%	12,000		170,000	介護分	3,600	19,300	45,100	70,900	96,700	122,500	148,300	170,000	170,000	14,400	31,300	81,100	106,900	132,700	158,500	170,000	170,000	170,000
	合計	11.38%	41,000	22,000	1,060,000	合計	18,900	127,700	355,300	582,900	810,500	954,000	1,019,600	1,060,000	1,060,000	55,800	157,700	478,300	705,900	933,500	1,023,000	1,060,000	1,060,000	1,060,000
	限度額に達する所得金額					医療分	796万円								729万円									
						後期分	1,194万円								1,028万円									
						介護分	1,268万円								989万円									
						差額	△300	1,700	11,100	20,500	29,900	35,600	43,200	41,800	20,000	600	3,700	14,100	23,500	32,900	44,600	33,800	20,000	20,000

君津圏域4市における令和5年度と令和6年度の税額比較

1. 4市の税率等について（上段：令和6年度 下段：令和5年度）

区 分	医療保険分			後期高齢者支援分		介護納付金分	
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	所得割率	平等割額
木更津市	8.10%	18,000 円	22,000 円	1.99%	11,000 円	1.29%	12,000 円
	8.01%	20,000 円	24,000 円	1.80%	10,000 円	1.10%	10,000 円
君 津 市	7.30%	20,000 円	24,000 円	1.80%	10,000 円	1.80%	10,000 円
	7.30%	20,000 円	24,000 円	1.80%	10,000 円	1.80%	10,000 円
富 津 市	6.90%	39,000 円	—	2.40%	13,000 円	2.40%	14,000 円
	6.90%	39,000 円	—	2.40%	13,000 円	2.40%	14,000 円
袖ヶ浦市	7.90%	20,102 円	24,459 円	2.93%	14,475 円	2.40%	16,933 円
	6.90%	18,000 円	22,000 円	1.95%	10,500 円	1.60%	12,500 円

※令和6年度の税率等について

- ・君津市 改定なし。
- ・富津市 改定なし。
- ・袖ヶ浦市 税率等を改定するが、5月1日時点で決まっていないため、標準保険料率（市町村算定方式）としている。

2. 4市の税額比較

①モデルケース1：70歳単身 所得100万円(公的年金収入210万円)

法定軽減：2割軽減

総所得金額：570,000 円

市 名	令和6年度	令和5年度	差 額
木更津市	98,200 円	99,000 円	800 円 減額
君 津 市	95,000 円	95,000 円	
富 津 市	94,500 円	94,500 円	
袖ヶ浦市	108,800 円	90,800 円	18,000 円 増額

②モデルケース2：夫 70 歳(公的年金収入 250 万円)・妻 68 歳(公的年金収入 80 万円)

法定軽減：2割軽減

総所得金額：970,000 円

市 名	令和6年度	令和5年度	差 額
木更津市	161,800 円	162,200 円	400 円 減額
君 津 市	155,400 円	155,400 円	
富 津 市	173,300 円	173,300 円	
袖ヶ浦市	179,800 円	149,000 円	30,800 円 増額

③モデルケース3：夫 40 歳(事業所得 300 万円)・妻 40 歳(収入なし)・子2人(就学児)

法定軽減：なし(富津市：就学児以上 18 歳以下の均等割額を 30%減額)

総所得金額：2,570,000 円

市 名	令和6年度	令和5年度	差 額
木更津市	454,300 円	444,200 円	10,100 円 増額
君 津 市	443,800 円	443,800 円	
富 津 市	505,300 円	505,300 円	
袖ヶ浦市	536,500 円	429,500 円	107,000 円 増額

④モデルケース4：夫 40 歳(事業所得 500 万円)・妻 40 歳(収入なし)・子2人(就学児)

法定軽減：なし(富津市：就学児以上 18 歳以下の均等割額を 30%減額)

総所得金額：4,570,000 円

市 名	令和6年度	令和5年度	差 額
木更津市	681,900 円	664,200 円	17,700 円 増額
君 津 市	661,800 円	661,800 円	
富 津 市	739,300 円	739,300 円	
袖ヶ浦市	801,100 円	638,500 円	162,600 円 増額

諮問事項2

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について

1. 改正理由

国民健康保険税の所得割額の税率の変更及び被保険者均等割額、世帯別平等割の税額の変更並びに地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第132号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

2. 改正の内容

（1）保険税率の改定によるもの（諮問事項1にて協議）

（2）地方税法施行令の一部を改正する政令によるもの

- ① 後期高齢者等支援金課税額の限度額の変更 「22万円」→「24万円」
→ 高所得層により多くの負担をいただくため、限度額を変更する。
- ② 5割軽減世帯となる判定基準所得の変更 「29万円」→「29万5千円」
- ③ 2割軽減世帯となる判定基準所得の変更 「53万5千円」→「54万5千円」
→ 消費者物価の上昇等における経済動向を踏まえ、軽減判定所得を引き上げることで、低所得層の保険税の負担軽減を図るために変更する。

（3）出産被保険者における産前産後期間の均等割額の減額に関する規定を全部改正するもの

3. 施行期日

公布の日から施行する。

新旧対照表

議案第 号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市国民健康保険税条例 昭和50年 6 月28日 条例第28号 (課税額) 第3条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.1</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>18,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項	木更津市国民健康保険税条例 昭和50年 6 月28日 条例第28号 (課税額) 第3条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.01</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項

において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 22,000円 (2) 特定世帯 11,000円 (3) 特定継続世帯 16,500円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.99を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,000円とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.29を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万	において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24,000円 (2) 特定世帯 12,000円 (3) 特定継続世帯 18,000円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,000円とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.1を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万
---	---

円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **12,600円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **15,400円**

(イ) 特定世帯 **7,700円**

(ウ) 特定継続世帯 **11,550円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **7,700円**

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **8,400円**

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき **29万5千円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **9,000円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **11,000円**

円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **14,000円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **16,800円**

(イ) 特定世帯 **8,400円**

(ウ) 特定継続世帯 **12,600円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **7,000円**

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **7,000円**

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき **29万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について **10,000円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **12,000円**

(イ) 特定世帯 5,500円

(ウ) 特定継続世帯 8,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,200円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,400円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 2,700円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 7,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した所得割額の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第 3 条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書及び同条第 4 項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した所得割額の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の 5 に定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者 1 人について次に定める額

ア 第 1 項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,000円

(3) 略

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 略

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(イ) 多胎妊娠の場合 3,000円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,334円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,000円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 5,334円

(イ) 多胎妊娠の場合 8,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 6,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 10,000円

(3) 略

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,000円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,500円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,500円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,667円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,334円

(イ) 多胎妊娠の場合 5,000円

(5) 略

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア	第1項第1号エに規定する金額を減額した世帯
(ア)	単胎妊娠の場合 1,000円
(イ)	多胎妊娠の場合 1,500円
イ	第1項第2号エに規定する金額を減額した世帯
(ア)	単胎妊娠の場合 1,667円
(イ)	多胎妊娠の場合 2,500円
ウ	第1項第3号エに規定する金額を減額した世帯
(ア)	単胎妊娠の場合 2,667円
(イ)	多胎妊娠の場合 4,000円
エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
(ア)	単胎妊娠の場合 3,334円
(イ)	多胎妊娠の場合 5,000円

(出産被保険者に係る届出)

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2)～(5) 略

(2)～(5) 略

2～4 略

2～4 略

国民健康保険税の課税誤りについて

1. 概要

同じ世帯の中に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方（以下「特定同一世帯所属者」といいます。）がいる場合、国民健康保険加入者数が減ることにより軽減の判定において不利になる世帯があることから、特定同一世帯所属者に該当した方を該当した月から国民健康保険加入者の人数と総所得を含んで軽減判定しております。

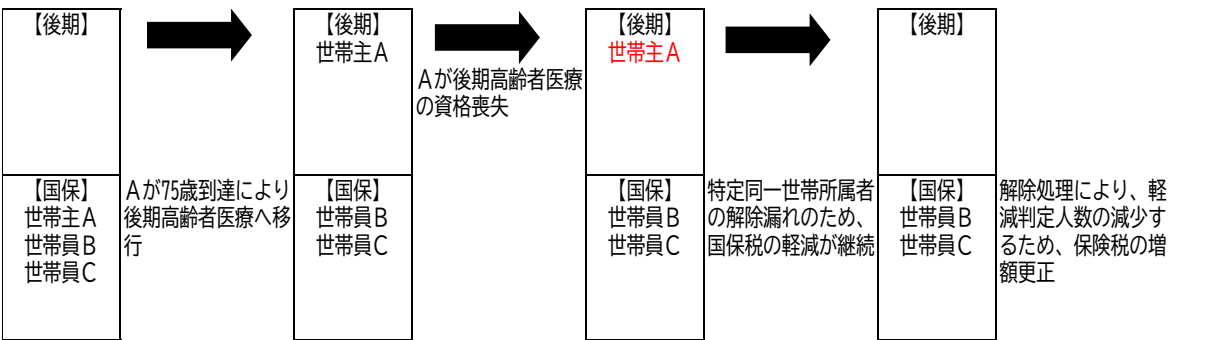
特定同一世帯所属者の方が後期高齢者医療制度の資格喪失等により世帯構成が変更したにもかかわらず、一部の方について特定同一世帯所属者の解除漏れがあり、課税誤りとなったものです。

なお、令和元年度以前の課税誤りはありませんでした。

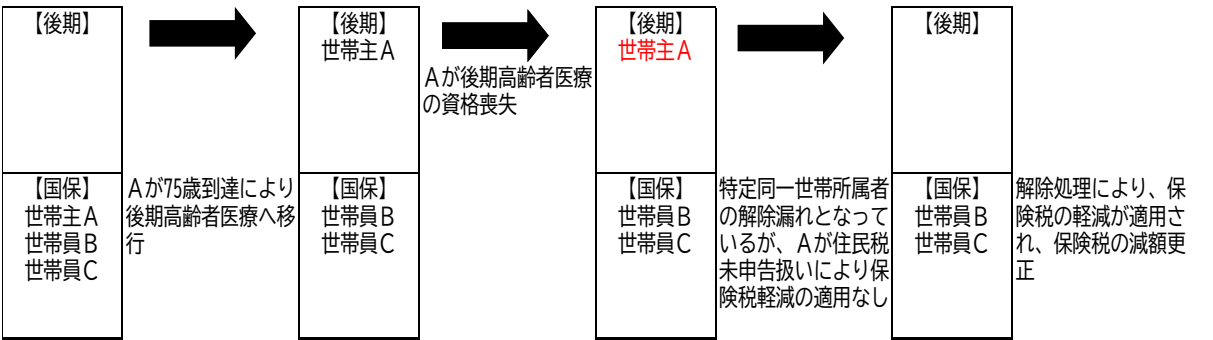
2. 課税誤りについて

特定同一世帯所属者の解除漏れにより、以下のケースにおいて課税誤りが発生しました。

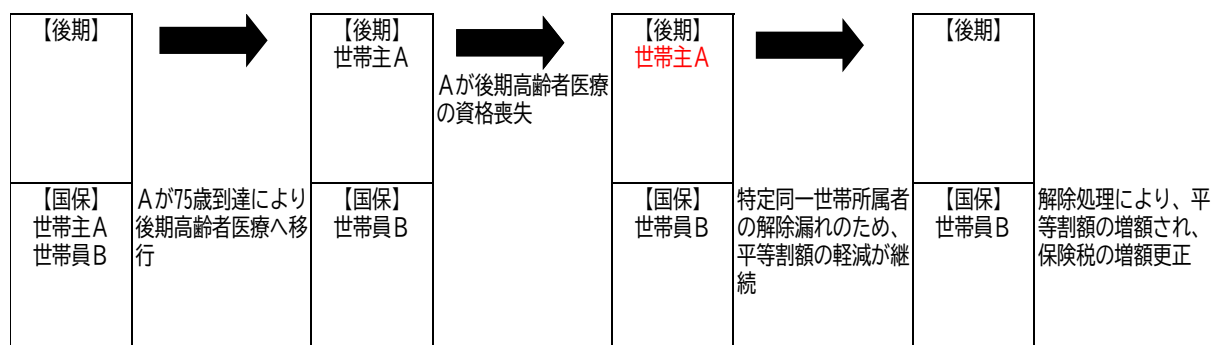
- ① 特定同一世帯所属者の解除により、軽減判定人数が減少することで軽減割合が変更になり、保険税額が増額になるケース



- ② 特定同一世帯所属者の解除により軽減判定人数が減少しますが、当該特定同一世帯所属者が市民税未申告や軽減判定所得が高くなっており、軽減判定が対象外から対象世帯となることで、保険税額が減額となるケース



- ③ 特定同一世帯所属者になられたことにより、国民健康保険加入者が1人になる世帯は、特定同一世帯所属者になられた月から5年間、国民健康保険税のうち平等割額の2分の1が軽減され、5年を経過した後も3年間、平等割額の4分の1が軽減されます。そのため、特定同一世帯所属者の解除により、平等割額の軽減措置が終了するため、保険税額が増額となるケース



3. 経緯

令和5年11月に実施した国民健康保険実態調査（厚生労働省）において、ランダムで国民健康保険被保険者を抽出する作業があり、1件ずつ抽出者を確認していたところ、特定同一世帯所属者の解除漏れが判明しました。

特定同一世帯所属者が後期高齢者医療保険の資格喪失等があった場合、資格担当職員が軽減制度の解除処理を行い、他の職員がこれを点検します。

今回の課税誤りは、この処理漏れと点検ミスにより発生したものです。

そのため、令和元年度以降について点検したところ、令和2年度から令和5年度までにおいて処理漏れによる課税誤りが判明しました。

処理漏れの世帯数：67世帯

そのうち、課税誤りがあった世帯：20世帯

課税誤りがあった件数：28件

4. 国民健康保険税が増額となる件数及び金額

令和3年度	1件	13,900円
令和4年度	5件	52,400円（最大16,800円 最小3,000円）
令和5年度	8件	120,200円（最大25,200円 最小1,800円）
合計	14件	186,500円

※地方税法の規定により、遡って課税することができなかった保険税の件数及び金額

令和2年度	1件	25,200円
-------	----	---------

5. 国民健康保険税が減額となる件数及び金額

令和4年度	4件	162,900円	(最大58,800円 最小24,300円)
令和5年度	9件	291,600円	(最大58,800円 最小8,400円)
	13件	454,500円	

6. 対象者への対応

国民健康保険税の課税誤りの方に対して、4月9日から12日にかけて、戸別に訪問し、お詫びと内容の説明を行いました。

※4月30日現在

増額14件のうち、納付済 6件 未納8件（うち、4月30日口座振替7件）
減額13件のうち、還付済12件 （5月2日再振込予定 1件）

7. 今後について

現行システムでは特定同一世帯所属者の異動があった場合、エラーや警告表示がなされない仕組みであるため、資格担当職員が特定同一世帯所属者の解除処理を行い、これを他の職員が点検します。

しかしながら、処理漏れ及び点検ミスが重なったため、今後は、賦課担当職員で、毎月末に実施する賦課処理時に対象者リストを作成し、点検することとします。

木更津市国民健康保険 定点調査資料

1. 4市国民健康保険特別会計予算状況表

市 名				木更津市			君津市			富津市			袖ヶ浦市			
項 目			項番	令和6年度	令和5年度	増 減	令和6年度	令和5年度	増 減	令和6年度	令和5年度	増 減	令和6年度	令和5年度	増 減	
加入状況	世 帯 数		1	15,372世帯	16,469世帯	△1,097世帯	10,887世帯	11,586世帯	△699世帯	5,704世帯	5,837世帯	△133世帯	7,967世帯	8,491世帯	△524世帯	
	被保険者数	一般	医療・後期	2	24,365人	26,331人	△1,966人	15,979人	17,206人	△1,227人	8,782人	9,125人	△343人	12,025人	12,478人	△453人
			介護	3	7,649人	8,174人	△525人	4,738人	5,011人	△273人	2,883人	2,975人	△92人	3,698人	3,788人	△90人
		退職	医療・後期	4	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
			介護	5	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	計		6	24,365人	26,331人	△1,966人	15,979人	17,206人	△1,227人	8,782人	9,125人	△343人	12,025人	12,478人	△453人	
繰入金等の状況	一般会計繰入	保険基盤安定		7	563,605千円	583,576千円	△19,971千円	358,722千円	376,088千円	△17,366千円	224,128千円	245,620千円	△21,492千円	245,924千円	252,123千円	△6,199千円
		未就学児均等割保険税		8	5,095千円	5,095千円	0千円	2,729千円	2,725千円	4千円	2,105千円	2,010千円	95千円	2,010千円	2,091千円	△81千円
		産前産後保険税		9	1,433千円	0千円	1,433千円	601千円	0千円	601千円	105千円	0千円	105千円	700千円	0千円	700千円
		職員給与費等		10	226,432千円	216,908千円	9,524千円	197,144千円	260,906千円	△63,762千円	156,150千円	174,196千円	△18,046千円	128,754千円	121,683千円	7,071千円
		出産育児一時金		11	26,667千円	30,000千円	△3,333千円	15,000千円	16,000千円	△1,000千円	5,334千円	5,334千円	0千円	12,667千円	13,333千円	△666千円
		財政安定化		12	37,707千円	38,779千円	△1,072千円	28,246千円	29,029千円	△783千円	29,800千円	19,790千円	10,010千円	18,671千円	19,470千円	△799千円
		法定外繰入金		13	0千円	0千円	0千円	48,349千円	51,932千円	△3,583千円	0千円	0千円	0千円	30,332千円	23,905千円	6,427千円
		うち税補填		14	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
	計		15	860,939千円	874,358千円	△13,419千円	650,791千円	736,680千円	△85,889千円	417,622千円	446,950千円	△29,328千円	439,058千円	432,605千円	6,453千円	
	基金繰入金		16	342,605千円	236,573千円	106,032千円	170,000千円	50,000千円	120,000千円	203,564千円	141,302千円	62,262千円	175,986千円	206,995千円	△31,009千円	
	その他繰入金		17	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	
繰入金合計		18	1,203,544千円	1,110,931千円	92,613千円	820,791千円	786,680千円	34,111千円	621,186千円	588,252千円	32,934千円	615,044千円	639,600千円	△24,556千円		
歳入・歳出予算額		19	12,078,000千円	12,440,000千円	△362,000千円	8,670,000千円	9,247,000千円	△577,000千円	5,478,000千円	5,675,000千円	△197,000千円	6,112,000千円	6,203,000千円	△91,000千円		
1人当たり療養給付費	一般	20	291,726円	277,062円	14,664円	322,673円	320,271円	2,402円	375,769円	375,014円	755円	302,655円	293,242円	9,413円		
	退職	21	0円	0円	0円	0円	5円	△5円	0円	0円	0円	1円	4円	△3円		
	計	22	291,726円	277,062円	14,664円	322,673円	320,276円	2,397円	375,769円	375,014円	755円	302,656円	293,246円	9,410円		
その他の保険給付費	出産育児一時金	23	50万円	50万円	0円	50万円	50万円	0円	50万円	50万円	0円	50万円	50万円	0円		
	葬祭費	24	5万円	5万円	0円	5万円	5万円	0円	5万円	5万円	0円	5万円	5万円	0円		
事業費等納付金	医療	一般	25	2,265,486千円	2,314,873千円	△49,387千円	1,535,304千円	1,610,459千円	△75,155千円	911,107千円	931,861千円	△20,754千円	1,110,494千円	1,155,556千円	△45,062千円	
		退職	26	0千円	2,435千円	△2,435千円	0千円	1,423千円	△1,423千円	0千円	1,196千円	△1,196千円	0千円	0千円	0千円	
	後期	一般	27	846,304千円	915,891千円	△69,587千円	562,751千円	517,307千円	45,444千円	312,781千円	325,323千円	△12,542千円	420,292千円	445,280千円	△24,988千円	
		退職	28	0千円	0千円	0千円	0千円	113千円	△113千円	0千円	100千円	△100千円	0千円	0千円	0千円	
	介護	一般・退職	29	284,052千円	311,677千円	△27,625千円	168,706千円	170,925千円	△2,219千円	104,979千円	110,928千円	△5,949千円	135,813千円	140,397千円	△4,584千円	
	合計	30	3,395,842千円	3,544,876千円	△149,034千円	2,266,761千円	2,300,227千円	△33,466千円	1,328,867千円	1,369,408千円	△40,541千円	1,666,599千円	1,741,233千円	△74,634千円		

市 名				木更津市			君津市			富津市			袖ヶ浦市				
項 目			項番	令和6年度	令和5年度	増 減	令和6年度	令和5年度	増 減	令和6年度	令和5年度	増 減	令和6年度	令和5年度	増 減		
加入状況	世 帯 数		1	15,372世帯	16,469世帯	△1,097世帯	10,887世帯	11,586世帯	△699世帯	5,704世帯	5,837世帯	△133世帯	7,967世帯	8,491世帯	△524世帯		
	被保険者数	一般	医療・後期	2	24,365人	26,331人	△1,966人	15,979人	17,206人	△1,227人	8,782人	9,125人	△343人	12,025人	12,478人	△453人	
		介護	3	7,649人	8,174人	△525人	4,738人	5,011人	△273人	2,883人	2,975人	△92人	3,698人	3,788人	△90人		
	退職	医療・後期	4	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		介護	5	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	計		6	24,365人	26,331人	△1,966人	15,979人	17,206人	△1,227人	8,782人	9,125人	△343人	12,025人	12,478人	△453人		
国民健康保険料（税）の状況	調定額	一般	医 療	31	1,686,449千円	1,972,571千円	△286,122千円	1,175,855千円	1,292,830千円	△116,975千円	600,480千円	678,387千円	△77,907千円	838,848千円	881,151千円	△42,303千円	
			後 期	32	496,553千円	497,258千円	△705千円	304,854千円	335,958千円	△31,104千円	204,877千円	231,796千円	△26,919千円	256,263千円	261,680千円	△5,417千円	
			介 護	33	145,340千円	140,587千円	4,753千円	93,304千円	109,713千円	△16,409千円	78,124千円	80,963千円	△2,839千円	90,608千円	82,952千円	7,656千円	
			小 計	34	2,328,342千円	2,610,416千円	△282,074千円	1,574,013千円	1,738,501千円	△164,488千円	883,481千円	991,146千円	△107,665千円	1,185,719千円	1,225,783千円	△40,064千円	
		退職	医 療	35	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
			後 期	36	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
			介 護	37	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
			小 計	38	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
		一般+退職	医 療	39	1,686,449千円	1,972,571千円	△286,122千円	1,175,855千円	1,292,830千円	△116,975千円	600,480千円	678,387千円	△77,907千円	838,848千円	881,151千円	△42,303千円	
			後 期	40	496,553千円	497,258千円	△705千円	304,854千円	335,958千円	△31,104千円	204,877千円	231,796千円	△26,919千円	256,263千円	261,680千円	△5,417千円	
			介 護	41	145,340千円	140,587千円	4,753千円	93,304千円	109,713千円	△16,409千円	78,124千円	80,963千円	△2,839千円	90,608千円	82,952千円	7,656千円	
			計	42	2,328,342千円	2,610,416千円	△282,074千円	1,574,013千円	1,738,501千円	△164,488千円	883,481千円	991,146千円	△107,665千円	1,185,719千円	1,225,783千円	△40,064千円	
	一人当たり調定額	一般	医 療	43	69,216円	74,914円	△5,698円	73,588円	75,138円	△1,550円	68,376円	74,344円	△5,968円	69,759円	70,616円	△857円	
			後 期	44	20,380円	18,885円	1,495円	19,078円	19,526円	△448円	23,329円	25,402円	△2,073円	21,311円	20,971円	340円	
			介 護	45	19,001円	17,199円	1,802円	19,693円	21,894円	△2,201円	27,098円	27,214円	△116円	24,502円	21,899円	2,603円	
			小 計	46	95,561円	99,139円	△3,578円	98,505円	101,040円	△2,535円	100,601円	108,619円	△8,018円	98,604円	98,236円	368円	
		退職	医 療	47	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
			後 期	48	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
			介 護	49	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
			小 計	50	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		一般+退職	医 療	51	69,216円	74,914円	△5,698円	73,588円	75,138円	△1,550円	68,376円	74,344円	△5,968円	69,759円	70,616円	△857円	
			後 期	52	20,380円	18,885円	1,495円	19,078円	19,526円	△448円	23,329円	25,402円	△2,073円	21,311円	20,971円	340円	
			介 護	53	19,001円	17,199円	1,802円	19,693円	21,894円	△2,201円	27,098円	27,214円	△116円	24,502円	21,899円	2,603円	
			計	54	95,561円	99,139円	△3,578円	98,505円	101,040円	△2,535円	100,601円	108,619円	△8,018円	98,604円	98,236円	368円	
	一世帯当たり	一般+退職	医 療	55	109,709円	119,775円	△10,066円	108,005円	111,586円	△3,581円	105,273円	116,222円	△10,949円	105,290円	103,775円	1,515円	
			後 期	56	32,302円	30,194円	2,108円	28,002円	28,997円	△995円	35,918円	39,711円	△3,793円	32,166円	30,819円	1,347円	
			介 護	57	9,455円	8,536円	919円	8,570円	9,469円	△899円	13,696円	13,871円	△175円	11,373円	9,769円	1,604円	
			計	58	151,466円	158,505円	△7,039円	144,577円	150,052円	△5,475円	154,887円	169,804円	△14,917円	148,829円	144,363円	4,466円	

2. 4市国民健康保険税の税率改正状況

		木更津市				君津市				富津市				袖ヶ浦市				5月1日現在 未決定
		2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)	
医療分	所得割率	8.01%	8.01%	8.01%	8.10%	7.30%	7.30%	7.30%	7.30%	6.60%	6.60%	6.90%	6.90%	6.40%	6.90%	6.90%		
	資産割率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	均等割額	20,000	20,000	20,000	18,000	20,000	20,000	20,000	20,000	36,000	36,000	39,000	39,000	18,000	18,000	18,000		
	平等割額	24,000	24,000	24,000	22,000	24,000	24,000	24,000	24,000	—	—	—	—	22,000	22,000	22,000		
後期高齢者支援金分	所得割率	1.80%	1.80%	1.80%	1.99%	1.80%	1.80%	1.80%	1.80%	2.20%	2.20%	2.40%	2.40%	1.70%	1.95%	1.95%		
	資産割率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	均等割額	10,000	10,000	10,000	11,000	10,000	10,000	10,000	10,000	8,000	8,000	13,000	13,000	10,500	10,500	10,500		
	平等割額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
介護納付金分	所得割率	1.10%	1.10%	1.10%	1.29%	1.80%	1.80%	1.80%	1.80%	2.00%	2.00%	2.40%	2.40%	1.20%	1.60%	1.60%		
	資産割率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	均等割額	10,000	10,000	10,000	12,000	9,900	9,900	9,900	9,900	8,000	8,000	14,000	14,000	12,500	12,500	12,500		
	平等割額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

3. 調定額と繰入金の状況

年 度	区分	年間平均 世帯数	年間平均 被保険者数	調定額（基礎）			繰 入 金												
				現年課税 調定額	1世帯あたり 調定額	1人あたり 調定額	一般会計繰入金			財政調整基金繰入金			計			一般財源化に伴う繰入金			
							繰入額	1世帯あたり	1人あたり	繰入額	1世帯あたり	1人あたり	繰入額	1世帯あたり	1人あたり	職員給与費等	出産育児諸費	財政安定化 支援事業	計
		世帯	人	千円	円	円	千円	円	円	千円	円	円	千円	円	円	千円	千円	千円	千円
平成 30 年度	一般	—	30,552	2,981,777	—	97,597													
	退職	—	161	15,442	—	95,913													
	計	19,705	30,713	2,997,219	152,104	97,588	0	0	0	205,084	10,408	6,677	205,084	10,408	6,677	228,382	29,205	34,677	292,264
令和元 年度	一般	—	29,095	2,847,130	—	97,856													
	退職	—	26	2,317	—	89,115													
	計	19,043	29,121	2,849,447	149,632	97,849	0	0	0	4,616	242	159	4,616	242	159	218,907	19,598	37,517	276,022
令和2 年度	一般	—	28,176	2,744,079	—	97,391													
	退職	—	2	80	—	40,000													
	計	18,660	28,178	2,744,159	147,061	97,387	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212,566	19,306	39,245	271,117
令和3 年度	一般	—	27,392	2,699,179	—	98,539													
	退職	—	1	49	—	49,000													
	計	18,307	27,393	2,699,228	147,442	98,537	0	0	0	0	0	0	0	0	0	208,799	21,832	39,340	269,971
令和4 年度	一般	—	26,192	2,710,230	—	103,475													
	退職	—	0	0	—	—													
	計	17,754	26,192	2,710,230	152,655	103,475	0	0	0	0	0	0	0	0	0	199,643	18,200	38,779	256,622
R5 見込	一般	—	24,612	2,445,846	—	99,376													
	退職	—	0	0	—	—													
	計	16,921	24,612	2,445,846	144,545	99,376	0	0	0	295,695	17,475	12,014	295,695	17,475	12,014	221,451	17,014	37,707	276,172
R6 予算	一般	—	23,117	2,328,343	—	100,720													
	退職	—	0	0	—	—													
	計	16,141	23,117	2,328,343	144,250	100,720	0	0	0	342,605	21,226	14,820	342,605	21,226	14,820	226,432	26,667	37,707	290,806

※ 1 年間平均世帯数及び年間平均被保険者数は、各年3月から翌2月までの国民健康保険事業月報より算出している。

※ 2 令和5年度は令和6年3月31日時点の各数値、令和6年度は当初予算額にて作成している。

○財政調整基金の状況

単位：円

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
初残高	4,132,150	636,379	94,119,935	179,609,327	371,068,071	555,908,672	482,730,153
積立額	201,588,229	98,099,556	85,489,392	191,458,744	184,840,601	222,516,481	0
取崩額	205,084,000	4,616,000	0	0	0	295,695,000	342,605,000
増減額	△ 3,495,771	93,483,556	85,489,392	191,458,744	184,840,601	△ 73,178,519	△ 342,605,000
年度末	636,379	94,119,935	179,609,327	371,068,071	555,908,672	482,730,153	140,125,153

※ 令和5年度は3月補正予算額、令和6年度は当初予算額にて作成している。

4. 年度別給付額等一覧表

単位：千円

年 度	療養給付費 保険者負担金		療養費 保険者負担金		高額療養費 保険者負担金		高額介護合算療養費 保険者負担金		合計	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
平成30年度	7,657,172	—	49,443	—	1,028,849	—	1,359	—	8,736,823	—
令和元年度	7,495,807	97.89%	55,617	112.49%	1,038,342	100.92%	1,759	129.43%	8,591,525	98.34%
令和2年度	7,284,932	97.19%	51,322	92.28%	1,051,477	101.26%	1,682	95.62%	8,389,413	97.65%
令和3年度	7,503,719	103.00%	45,210	88.09%	1,090,429	103.70%	1,250	74.32%	8,640,608	102.99%
令和4年度	7,282,508	97.05%	47,316	104.66%	1,057,640	96.99%	1,936	154.88%	8,389,400	97.09%
令和5年度 (決算見込)	7,166,688	98.41%	54,242	114.64%	1,038,392	98.18%	2,001	103.36%	8,261,323	98.47%
令和6年度 (当初予算)	7,107,903	99.18%	45,001	82.96%	1,033,001	99.48%	2,001	100.00%	8,187,906	99.11%

5. 国民健康保険税の税率等の改正状況

(限度額・軽減判定所得は政令改正に合わせての改正)

年度	税率											軽減判定所得					
	医療分					後期分			介護分			(低所得世帯の均等割・平等割を軽減)					
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
2015年度 (H27年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	520,000	1.80%	10,000	170,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下		33万円＋ (26万円×被保険者数)以下		33万円＋ (47万円×被保険者数)以下	
2016年度 (H28年度)	7.32%	16.00%	20,000	24,000	540,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下		33万円＋ (26.5万円×被保険者数)以下		33万円＋ (48万円×被保険者数)以下	
2017年度 (H29年度)	7.66%	8.00%	20,000	24,000	540,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下		33万円＋ (27万円×被保険者数)以下		33万円＋ (49万円×被保険者数)以下	
2018年度 (H30年度)	8.01%	0.00%	20,000	24,000	580,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下		33万円＋ (27.5万円×被保険者数)以下		33万円＋ (50万円×被保険者数)以下	
2019年度 (R1年度)	8.01%		20,000	24,000	610,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	160,000	33万円以下		33万円＋ (28万円×被保険者数)以下		33万円＋ (51万円×被保険者数)以下	
2020年度 (R2年度)	8.01%		20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	170,000	33万円以下		33万円＋ (28.5万円×被保険者数)以下		33万円＋ (52万円×被保険者数)以下	
2021年度 (R3年度)	8.01%		20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	170,000	43万円＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		43万円＋ (28.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		43万円＋ (52万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	
2022年度 (R4年度)	8.01%		20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	200,000	1.10%	10,000	170,000	43万円＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		43万円＋ (28.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		43万円＋ (28.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	
2023年度 (R5年度)	8.01%		20,000	24,000	650,000	1.80%	10,000	220,000	1.10%	10,000	170,000	43万円＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		43万円＋ (29万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		43万円＋ (53.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	
2024年度 (R6年度)	8.10%		18,000	220,000	650,000	1.99%	11,000	240,000	1.29%	12,000	170,000	43万円＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		43万円＋ (29.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		43万円＋ (54.5万円×被保険者数)＋ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	

6. 課税所得金額及び課税総額の推移

(単位：千円)

年 度	医療分		後期分		介護分		合計
	課税所得金額	課税総額	課税所得金額	課税総額	課税所得金額	課税総額	課税総額
平成30年度	30,069,916	2,247,376	30,069,916	569,650	12,172,378	155,592	2,972,618
令和元年度	28,775,339	2,137,684	28,775,339	537,035	11,634,220	145,793	2,820,512
令和2年度	28,046,013	2,069,273	28,046,013	516,593	11,243,372	139,065	2,724,931
令和3年度	28,518,476	2,036,774	28,518,476	508,759	10,930,403	135,771	2,681,304
令和4年度	30,515,668	2,055,156	30,515,668	512,877	11,842,820	140,784	2,708,817
令和5年度	27,985,879	1,837,194	27,985,879	459,795	10,587,184	124,183	2,421,172

※決算時…3月31日時点のシステムから出力される調定表を基に数値を入力